

## 第3章 水質汚濁対策

### 第1節 法律、条例による規制

#### 第1 規制対象施設の拡大

昭和47年9月28日、水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、家畜飼養施設にかかる牛房施設、豚房施設および馬房施設が特定施設として追加されたので、府公害防止条例においても法に準じてこれらの施設を届出施設とした。

#### 第2 届出工場の概況

届出工場は、昭和48年3月末現在において3,314工場であり、このうち規制基準遵守義務が課せられているのは1,479工場である。これを業種別ならびに水域別にみると表一79および80のとおりである。

表-79 水質汚濁防止法に基づく届出工場数

(昭和48年3月31日現在)

業種	水 道 法		神 戸 川 上 流 (その他)		神 戸 川 中 流 (その他)		大 和 川 (その他)		大 和 川 下 流 (その他)		大 阪 市 内 市 内		大 阪 市 内 東 大 阪 市 内		計																					
	対象		神 戸 川 上 流 (その他)		神 戸 川 中 流 (その他)		大 和 川 (その他)		大 和 川 下 流 (その他)		大 阪 市 内 市 内		大 阪 市 内 東 大 阪 市 内		計																					
	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制																				
食料品製造業	52	7	10	1	74	22	72	13	48	12	7	2	5	1	42	3	2	2	312	63	7	1	102	10	66	3	175	14	487	77						
繊維製品製造業	3	2	2	2	4	2	15	10	12	7	3	2	3	3	141	89			183	117	2	2	59	37	2	1	63	40	246	157						
木材・木製品製造業					1		1	1											2	2	4	3	3	2	1			5	4	9	7					
パルプ・紙・紙加工品製造業			1	7	5	5	4	4	2	1			1	1	4	4			17	16	2	1	1				3	2	20	18						
出版・印刷業					2	2	4	1	1	1									7	4											7	4				
化学工業	12	5	4	3	26	21	19	13	7	6	1	1	2	7	3	8	86	60	10	8	38	25	12	5	60	38	146	98								
石油精製業	2	2																	2	2	4	4	1	2	2			3	3	7	7					
ゴム製品製造業															1																1					
皮革業			1																													1		5	3	
窯業・土石製品製造業	5	1	4		19	2	16	4	20	4	1	1	7	5	64	53	5	1	141	71			7		22	8	3	1	32	9	173	80				
鉄鋼業	7	5			3	3	9	5	11	6	2	2	2	1	53	22	4	4	91	48	13	12	22	12	71	19	106	43	197	91						
非鉄金属製造業	7	4	1		4	4	7	4	10	3	2	1							32	16	3	1	10	6	21	15	34	22	66	38						
金属製品製造業	5	5	6	3	32	19	103	77	34	27	12	10	2	1	23	14	2	2	219	158	70	62	56	30	118	106	244	196	463	356						
機械器具製造業	5	4	1		24	16	30	23	8	6	8	5			2	2			78	56	1		8	3			9	3	87	59						
製造業一般	2	1			1	1	2	2	1	1									6	5												6	5			
ガス供給業																									2	2	2						4	4	4	4
その他			2	12	1	3	2	1	16		5	1	9		6	1			55	4	25	1						25	1	80	5					
窯業同業施設			28	1	3	31	4	20	6	2	2	1	1		48				134	13			47		41	1	88	1	222	14						
洗たく業			7		62	5	48	4	13	8	1	1			33				106	17	5		51	1	32	1	88	2	274	19						
自動式洗車施設			36	34	6	6	47	44	37	34	47	47	1	5	5	36	35	1	1	216	207			34	31	8	8	42	39	258	246					
し尿処理施設			2	2	7	7	1	1	1	1	1				2	2	2	2	15	15	13	13	4	4	2	2	19	19	34	34						
下水道未処理施設					7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
その他																																				
計	191	73	58	17	352	164	398	206	250	142	46	28	38	17	463	258	28	24	1824	899	169	109	463	176	395	168	1027	453	2361	1352						

(注) 1 府令汚濁防止条例の規定による届出施設を有する工場、事業場も含む(ただし、表-80にあるものは除く)。

2 規制欄は有害物質および50m<sup>3</sup>/日以上の排水を排出する工場、事業場を示す。

(昭和48年3月31日現在)

表-80 府公害防止条例による届出工場数

業種	淀川		神崎川上流		瀬川(その他)		大和川		大和川(その他)		上水		奈良(その他)		東大阪市内		大阪市内		合計								
	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制							
食料品製造業	14	3	7	25	7	16	6	2	3											85	22						
繊維製品製造業				2		2	1	2			5					3	1			3	1	39	7				
木材・木製品製造業				1		1	4	1	2																		
パルプ・紙・紙加工品製造業			2	1		5	2	1																			
出版・印刷業	1	1																									
化学工業	9	7	3	24	6	16	6	1	3																		
石油精製業	2	1	1	1	1	3	3	2																			
ゴム製品製造業				3	3	2	2																				
皮革業																											
窯業・土石製品製造業	2	4	4	10	2	3	1	3	1		1																
鉄鋼業				1	1	1	1	1	1																		
非鉄金属製造業	2	1				1	1	1	1																		
金属製品製造業	2	1		4	8	1	4																				
機械器具製造業	1	1	1	7	3	5	4	3	1																		
製造業一般	8	3	2	14	4	6	4	3	1																		
ガス供給業																											
家畜飼養施設			5				5				1																
産業廃棄物処理施設	4	2		1	1	1	1				1																
その他	5	2		3	1	2	2	3	3																		
合計	50	20	24	97	29	69	31	45	9	10	8	1	88	14	403	112	9	4	51	11	60	15	463	127			

(注) 規制欄は、有害物質および50m<sup>3</sup>/日以上の排水を排出する工場、事業場数を示す。

### 第3 取締り指導状況

昭和47年度において、対象工場のうち延べ2,654工場について工場排水等を点検したが、排出基準に適合しないおそれのあるものは表-81に示すとおり74工場であった。

これらの工場には、水質汚濁防止法第13条の規定による改善命令を発令し、直ちに排水処理施設等を改善させた。

表-81 取締り指導状況

水 域		立 入 工 場 数	改 善 命 令 工 場 数
淀	川	3 8 9	1
神 崎	川 上 流	7 1	2
神 崎	川 (その他)	4 6 7	5
寝	屋 川	4 1 6	1 3
大	和 川	4 0 8	1 0
大	和 川 (その他)	7 4	2
泉	州 (その他)	5 8 4	3 6
泉	州 上水源	4 9	1
泉	州 臨 海	1 9 6	4
計		2, 6 5 4	7 4
委 任 市	大 阪 市	3 6 1	1 2
	堺 市	6 3 8	0
	東 大 阪 市	7 1 6	1 8
	計	1, 7 1 5	3 0
合 計		4, 3 6 9	1 0 4

### 第4 届出施設の新増設に対する許可

昭和47年度における届出施設の新増設の許可については、表-82のとおり58件である。

表-82 届出施設設置許可件数

(昭和47年度)

業種 \ 水域	淀川	神崎川上流	大和川	泉州上水源	合計
食料	6		1		7
繊維	3	1	2		6
パルプ			1		1
化学	4	1	1		6
石油			1		1
窯業			1	2	3
鉄鋼	1			2	3
非鉄	1		3		4
金属	2	1	1		4
機械			1		1
製造一般	1				1
洗たく業	2	1			3
洗車	7	1	7	1	16
産業廃棄物	1				1
その他			1		1
合計	28	5	20	5	58

## 第2節 公共用水域の常時監視

水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、大阪府下の主要河川99地点および海域18地点を基準点におき、シアン、カドミウム等健康項目を含む24項目について水質の常時監視を行なった。

また、河川水質常時監視の一環として、昭和45年度に淀川に自動測定器を備えた水質監視所を設置し、水質の自動測定を実施している(表-83)。

各項目別の日間平均最大値、最小値および年間平均値は、表-84のとおりであり、水素イオン濃度は、年間平均7.15と中性で、環境基準を満足している。しかし、溶存酸素は、夏季には日間平均値5 ppm 以下の日が80%もあり環境基準を満足していなかったが毒物のシアン、6価クロムは検出されなかった(図-53)。

なお、府下の公共用水域の水質汚濁状況を常時監視するため、昭和48年2月17日府水質審議会の答申に基づき、昭和48年度の水質測定計画を定めた。

測定計画の概要は次のとおりである。

### (1) 測定地点および測定機関

水質および底質測定の実施機関ならびにそれらの測定地点は表-85、86および図-54のとおりである。

#### ア 水質測定

河川：71河川 100地点〔通年測定点(基準点)50地点、うち通日測定点7地点、一般測定点(準基準点)50地点〕

海域：大阪湾海域 15地点〔通年測定点(基準点)12地点、一般測定点(準基準点)3地点〕

#### イ 底質測定

海域：9地点〔うち3地点は淀川ほか2河川の河口中央〕

表-83 自動測定項目等

水系	河川名	環境基準 河川類型	地 点	測 定 項 目
淀川	淀川本川	B	摂津市一津屋 取水場(右岸)	水温、PH、DO、濁度、電気伝導度、 シアンイオン、6価クロム、 TOC(全有機体炭素)

表-84 測定結果

項目	日間平均最大値	日間平均最小値	年間平均値
水 温	29.4℃	7.1	16.0
PH	7.40	6.83	7.15
D O	10.7 ppm	2.1	6.5
濁 度	419 ppm	9	43
電気伝導度	214 wΩ/cm	76	154
シアンイオン	0.0	0.0	0.0
6 価クロム	0.00	0.00	0.00

図-53 月別溶存酸素日間平均値 5 ppm 以下の日数割合

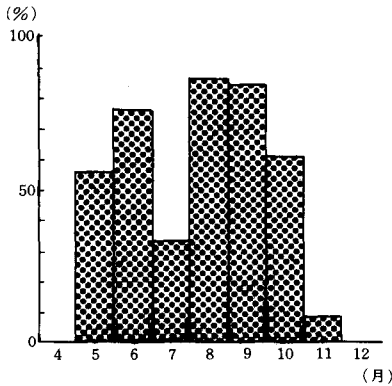


表-85 測定地点、測定実施機関総括表

水 域 等	区 分	測 定 実 施 機 関							合 計				
		大阪府	近畿地方建設局	大阪市	堺市	東大阪市							
河	淀川水域	基準点		8	8				8	13			
		準基準点	5						5				
	神崎川水域	基準点	7	9	3	3			10	12			
		準基準点	2						2				
	寝屋川水域	基準点	5	8					5	14			
		準基準点	3		3	3		3	9				
川	大阪市内河川水域	基準点			11	11			11	11			
		準基準点											
	大和川水域	基準点	1	2	5	5		2	6	9			
		準基準点	1				2	2	3				
	泉州諸河川水	基準点	9	32			1	9	10	41			
		準基準点	23				8		31				
海域	大阪湾海域	基準点	12	18					12	18			
		準基準点	6						6				
合 計		基準点	34	74	16	16	11	14	1	11	3	62	118
		準基準点	40			3	10			3	3	56	

表-86 測定計画に基づく測定地点一覧表

水域等	河川名	測定地点		測定地点の区分	測定実施機関	備考	
淀川	淀川	ヨ-1	枚方大橋流心	ヨ-1で A-3 通日測定 を含む	近畿地方 建設局		
		ヨ-2	枚方大橋左岸				
		ヨ-3	枚方大橋右岸				
		ヨ-4	鳥飼大橋流心	A-1			
		ヨ-5	鳥飼大橋左岸				
		ヨ-6	鳥飼大橋右岸				
		ヨ-7	赤川電鉄橋梁				
		ヨ-8	伝法大橋	A-2			
	川	船橋川	ヨ-9	淀川合流直前	B-1	大阪府	
		穂谷川	ヨ-10	淀川合流直前			
		檜尾川	ヨ-11	淀川合流直前			
		天野川	ヨ-12	淀川合流直前			
		芥川	ヨ-13	鷺内橋			
神崎川	神崎川	カー1	小松橋	B-2	大阪府		
		カー2	新三国橋	A-2 通日測定			
		カー3	神崎橋	B-2			
		カー4	千船橋	A-2			
		カー5	辰己橋				
	安威川	カー6	桑原橋	A-1	大阪府		
		カー7	千歳橋				
		○カー8	宮鳥橋				A-2 カー9で 通日測定 を含む
	○カー9	新京阪橋					
	猪名川	○カー10	銀橋	A-1 カー11で 通日測定 を含む	近畿地方 建設局	兵庫県の測定計画と重複 している地点	
		○カー11	軍行橋				
		○カー12	利倉橋				A-2
寝屋川	寝屋川	ネ-1	清水橋	B-2	大阪府		
		○ネ-2	萱島	A-2 ネ-4で 通日測定 を含む			
		○ネ-3	住道大橋				
		○ネ-4	今津橋				
		○ネ-5	京橋				
	恩智川	ネ-6	福栄橋下流 100m	B-2	大阪府		
		○ネ-7	大東新橋	A-2			
	古川	ネ-8	徳栄橋	B-2	東大阪市		
	玉串川	ネ-9	第二寝屋川 合流直前				
	第二寝屋川	ネ-10	新金吾郎橋				

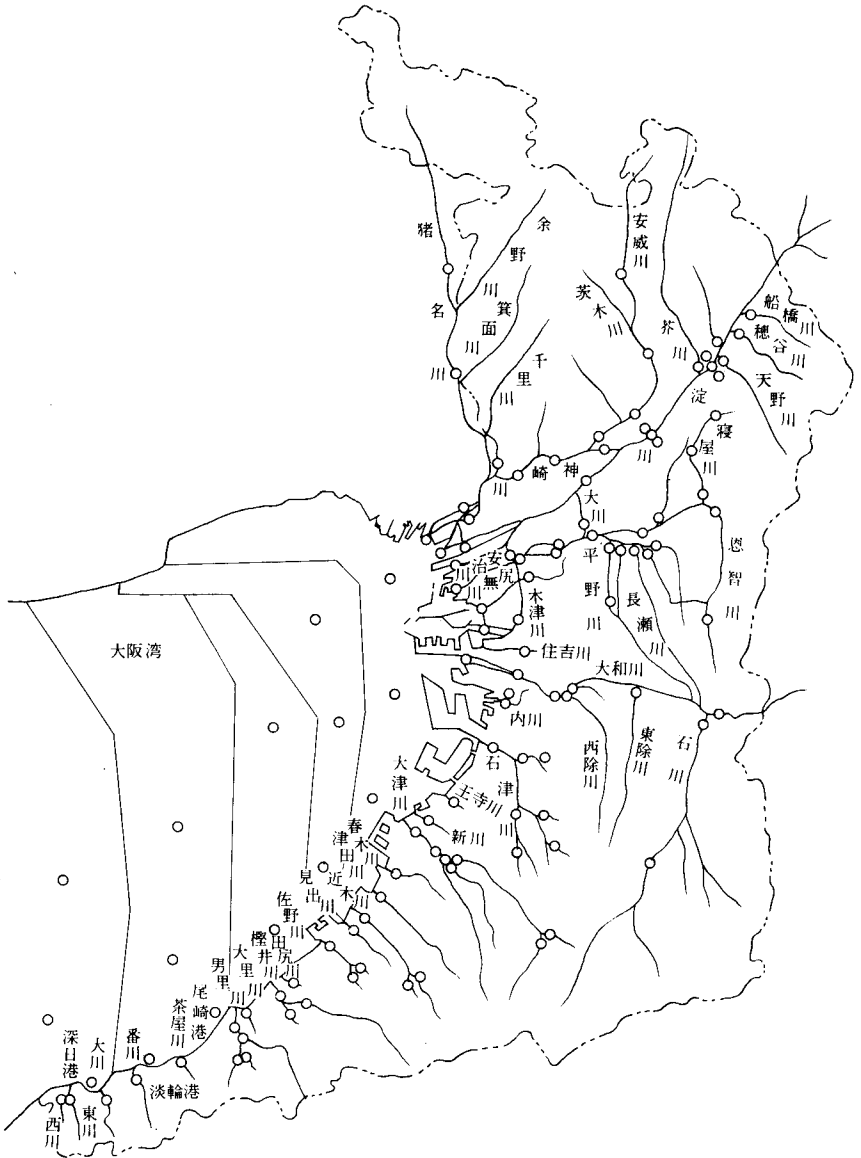


水域等	河川名	測定地点	測定地点の区分	測定実施機関	備考			
寝屋川	長瀬川	ネ-11 第二寝屋川合流直前	B-2	東大阪市				
	平野川分水路	ネ-12 天王田橋						
	平野川	ネ-13 陸橋						
		ネ-14 城見橋						
大阪市内河川	大川	○オ-1 桜宮橋	A-2 (5月、8月、11月、翌年2月) 行なう	大阪市				
	堂島川	○オ-2 天神橋						
	土佐堀川	○オ-3 天神橋						
	道頓堀川	○オ-4 大黒橋						
	正蓮寺川	○オ-5 北港大橋						
	六軒家川	○オ-6 春日出橋						
	安治川	○オ-7 天保山渡						
	尻無川	○オ-8 福崎渡						
	木津川	○オ-9 千本松渡						
	木津川運河	○オ-10 日立造船(佛)築港工場前						
大和川	大和川	ヤ-1 国豊橋	A-1 ヤ-2で 通日測定 を含む	近畿地方 建設局	総リン、総窒素を年2回 (8月、翌年2月)行なう			
		○ヤ-2 河内橋						
		○ヤ-3 浅香新取水点						
		○ヤ-4 遠野小野橋						
	石川	○ヤ-5 高橋	A-3	大阪府				
		○ヤ-6 石川橋	A-1	近畿地方 建設局				
		東除川	ヤ-7 大和川合流直前	B-1		大阪府		
今井戸川	ヤ-8 大和川合流直前							
泉州諸河川	西除川	ヤ-9 大和川合流直前	B-2	堺市				
	内川放水路	セ-1 古川橋						
	内川	セ-2 竪川橋						
	石津川	石津川	セ-3 石津川橋		A-2 通日測定		大阪府	
		百済川	セ-4 高入橋		B-2			
		百舌鳥川	セ-5 北条橋					
		和田川	セ-6 小野々井橋					
		甲斐田川	セ-7 和田川合流直前					
		陶器川	セ-8 百年橋					
		妙見川	セ-9 見の井橋					
		王寺川	セ-10 王寺川橋					
新川		セ-11 河口水門						

水域等	河川名	測定地点		測定地点の区分	測定実施機関	備考
泉 州 諸 河 川	大津川	大津川上流	セ-12 高津取水口	B-1	大阪府	
		大津川下流	セ-13 大津川橋	A-2		
	津川	牛滝川	セ-14 高橋	B-1		
		松尾川	セ-15 新緑田橋			
		横尾川	セ-16 阪和橋			
		父鬼川	セ-17 神田橋			
		東横尾川	セ-18 東条橋			
		春木川	セ-19 春木橋			
	津田川	セ-20 昭代橋	A-2			
	近木川	近木川上流	セ-21 厄除橋	B-1		
		近木川下流	セ-22 近木川橋	A-2		
	川	柜谷川	セ-23 通天橋	B-2		
	見出川	セ-24 見出橋	A-2			
	佐野川	佐野川	セ-25 昭平橋	B-2		
		雨山川	セ-26 佐野川合流直前			
		住吉川	セ-27 向井田橋			
	田尻川	セ-28 26号線陸橋				
	榎井川	榎井川上流	セ-29 兎田橋	B-1		
		榎井川下流	セ-30 榎井大橋	A-2		
	川	新家川	セ-31 明治小橋	B-2		
	大里川	セ-32 河口水門				
	男里川	男里川	セ-33 男里川橋	A-1		
		金熊寺川	セ-34 男里橋	B-1		
		菟砥川	セ-35 西打合橋			
		山中川	セ-36 東打合橋			
	茶屋川	セ-37 新茶屋川橋	B-2			
	番川	セ-38 田身輪橋	B-1			
	大川	セ-39 昭南橋	A-1			
	東川	東川	セ-40 一軒家橋	B-1		
		西川	セ-41 こうや橋			

水域等	測定地点名	測定地点位置		測定地点の区分	測定実施機関	備考
		東 経	北 緯			
大 阪 湾	○C-3	135°23'15"	34°37'46"	S-1 底質測定	大 阪 府	
	○C-4	135°23'42"	34°33'30"			
	○C-5	135°21'48"	34°29'30"			
	○B-3	135°21'06"	34°35'00"	S-2		
	○B-4	135°21'18"	34°31'36"			
	○B-5	135°19'00"	34°27'48"	S-2 底質測定		
	○A-2	135°18'24"	34°31'42"	S-3		
	○A-3	135°17'24"	34°25'48"	S-3 底質測定		
	○A-6	135°14'30"	34°28'18"	S-3		
	○A-7	135°13'00"	34°22'24"	S-3 底質測定		
	○A-10	135°10'30"	34°25'24"	S-3		
○A-11	135°06'48"	34°20'18"				
海 域	○C-7	尾 崎 港 内		S-4		
	○C-8	淡 輪 港 内				
	○C-9	深 日 港 内				
	M-1	神 崎 川 河 口 中 央		底 質 測 定		
	M-2	淀 川 河 口 中 央				
	M-3	大 和 川 河 口 中 央				

図-54 測定地点図



## (2) 測定期間

測定期間は4月1日から翌年3月末までの1ヵ年とする。

## (3) 測定項目

測定項目を水質測定、底質測定でそれぞれ次のとおり区分する。

### ア 水質測定項目の区分

#### (ア) 人の健康にかかる項目（健康項目）（河川、海域）

シアン、総水銀、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、6価クロム、ヒ素の8項目とする。

#### (イ) 生活環境にかかる項目（生活環境項目）

河川については、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、溶存酸素、大腸菌群数、浮遊物質の5項目とする。

海域については、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分)、プランクトン、塩分の7項目とする。

#### (ウ) 特殊項目

河川については、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、ふっ素、アンモニア性窒素、アルブミノイド性窒素の9項目と一部地点で行なう総りん、総窒素の合計11項目とする。

海域については、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、ふっ素、総りん、総窒素の9項目とする。

#### (エ) その他の項目

河川については、流量、水温、気温、色相、臭気、濁度、塩素イオン等のほか測定時の状況に応じ、適宜、追加する。

海域については、水温、気温、色相、臭気、透明度、風向、風力、潮位、潮流等のほか測定時の状況に応じ、適宜、追加する。

### イ 底質測定項目の区分（河川、海域）

#### (ア) 人の健康にかかる項目（健康項目）

シアン、カドミウム、ヒ素、有機りん、アルキル水銀、総水銀、鉛の7項目とする。

#### (イ) 生活環境にかかる項目（生活環境項目）

水素イオン濃度、化学的酸素要求量、含水率、硫化物、酸化還元電位、強熱減量、総クロムの7項目とする。

(ウ) その他の項目

水質測定におけるその他の項目のほか底泥温、底質の状態（生物相、砂、泥などの区別）等を、適宜、追加する。

(4) その他

水質測定計画に基づく調査のほか、漁場環境保全の見地を加味した調査として湾全域の浅海定線調査（19定点、一般項目毎月1回、養塩年4回）と湾奥および東部海域の漁場水質監視（26定点、一般項目毎月1回）を実施している。

また、泉佐野沖5kmには水質の変動を常時観測（水温、塩分、PH等1日24回）し、データを無線伝送するロボットブイ（基地 水産試験場）を設置した。

### 第3節 下水道整備事業

#### 第1 流域下水道

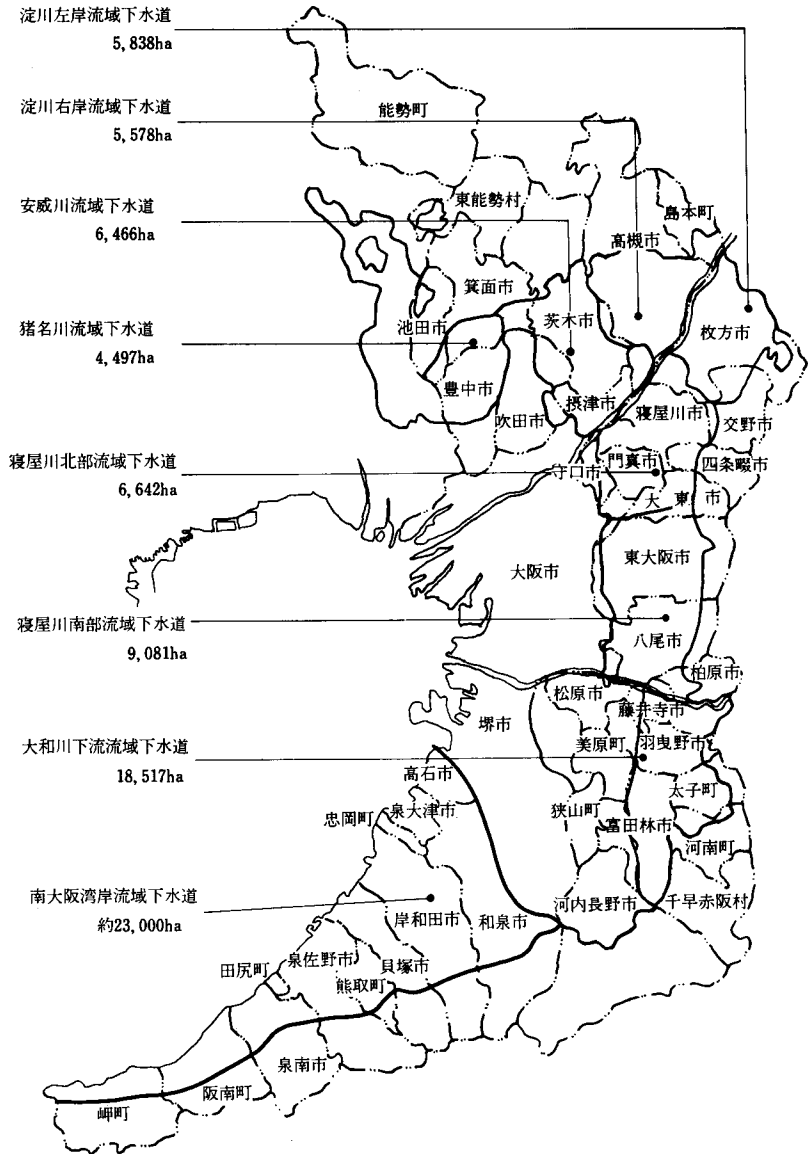
多くの市町村の市街地が隣接し、連たんしている地域では、市町村ごとに下水道を計画するよりは、河川の流域を単位として市町村の境界にとらわれず広域的に下水道を整備することが合理的、かつ、経済的である。

本府においては、このような考えに基づいて昭和40年度から流域下水道事業を推進してきた。

昭和47年度においては、寝屋川北部流域、寝屋川南部流域、猪名川流域、安威川流域、淀川右岸流域、淀川左岸流域、大和川下流流域の7地域において流域下水道事業（予算額142億2,130万余円）を実施した（図-55、表-87）。

图—55 流域下水道計画区域图

(昭和48年3月現在)



表一87 流域下水道事業全体計画

(昭和48年3月26日現在)

区分	流域		猪名川流域	安威川流域	淀川右岸流域	淀川左岸流域	大和川下流域	南大阪湾岸流	合計	
	浪屋川北部流域	浪屋川南部流域								
全体	区域面積(ha)	9,081	4,497	6,466	5,578	5,838	18,517	23,000	79,619	
	処理人口(万人)	83	65	61	56	69.2	131.4	103	678.6	
事業内容	管渠延長(m)	約56,100	約29,650	約30,260	約14,050	約21,600	約98,430	約94,000	約411,030	
	ポンプ場	10	—	4	1	1	6	6	38	
計画	処理場	1	1	1	1	1	3	3	12	
	事業費(億円)	338	252	372	288	271	497	970	3,527	
昭和47年度までの実績	管渠延長(m)	約28,200	約7,300	約8,470	約220	約410	約710	—	約59,610	
	ポンプ場	5	—	2	1	—	0	—	13	
処理場	(内一部)	1	1	1	1	0	2	—	7	
	(内一部)	1	1	1	1	0	2	—	7	
事業費(億円)	約177	約167	約539	約999	約22	約2	約6	—	約512	
	約30,000	約57,000	約62,300	約40,000	約17,000	約0	約10,000	—	約216,300	
処理能力(t/日)	100,000	190,000	211,000	90,000	53,000	0	33,000	—	677,000	
	約100,000	約190,000	約211,000	約90,000	約53,000	約0	約33,000	—	約677,000	
現況	大阪市、東大阪市、枚方市、浪屋川市、守口市、門真市、茨木市、四条市、交野市	大阪市、東大阪市、八尾市、相原市、大東市、藤井寺市	豊中市、池田市、箕面市、東能勢村	箕面市、吹田市、茨木市、摂津市、高槻市	茨木市、高槻市、島本町	枚方市、交野市	大阪市、堺市、富田林市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、河内長野市、柏原市、茨山町、美原町、河南町、衣子町	堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、志田町、熊取町、田尻町、阪南町、岬町	堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、志田町、熊取町、田尻町、阪南町、岬町	31市10町1村
	38年度から調査40年度から事業実施中	39年度から調査41年度から事業実施中	40年度から調査42年度から事業実施中(共下水道として39年度から実施)	41年度から調査42年度から事業実施中	41年度から調査45年度から事業実施中(共下水道として42年度から実施)	45年度から調査46年度から事業実施中	41年度から調査45年度から事業実施中(共下水道として42年度から実施)	45年度から調査48年度から事業実施予定	45年度から調査48年度から事業実施予定	31市10町1村
備考										



## 第2 公共下水道

市街地から排出される汚水や雨水を完全に排除し、便所を水洗化するためには、各家庭に下水道を接続し、終末処理場に導いて処理する必要がある。

昭和47年度においては、大阪市ほか24市1組合で総額 378億円をもって公共下水道事業が実施されたが、これに対して、本府は32億2,200万円の補助を行なうとともに、神崎川関連公共下水道事業の繰り上げ施行に要する事業費35億7,000万円の貸付けを行なった。

昭和46年度末の下水道整備状況（市街地面積に対する比率）は、図-56および57に示すように府下全域で37.2%、大阪市（72.2%）等を除けば21.9%である。また、終末処理場での処理が可能な区域は、さらにその普及率が低くなり、府下全域で30.9%、大阪市（68.5%）等を除けば14.5%にすぎない。

図-56 府下の下水道整備状況

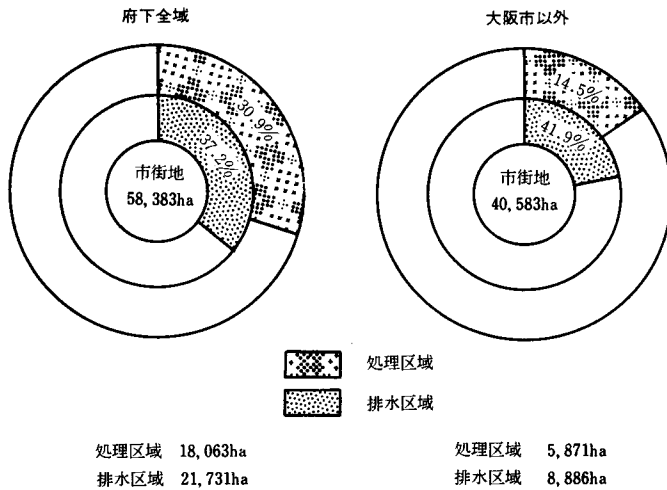
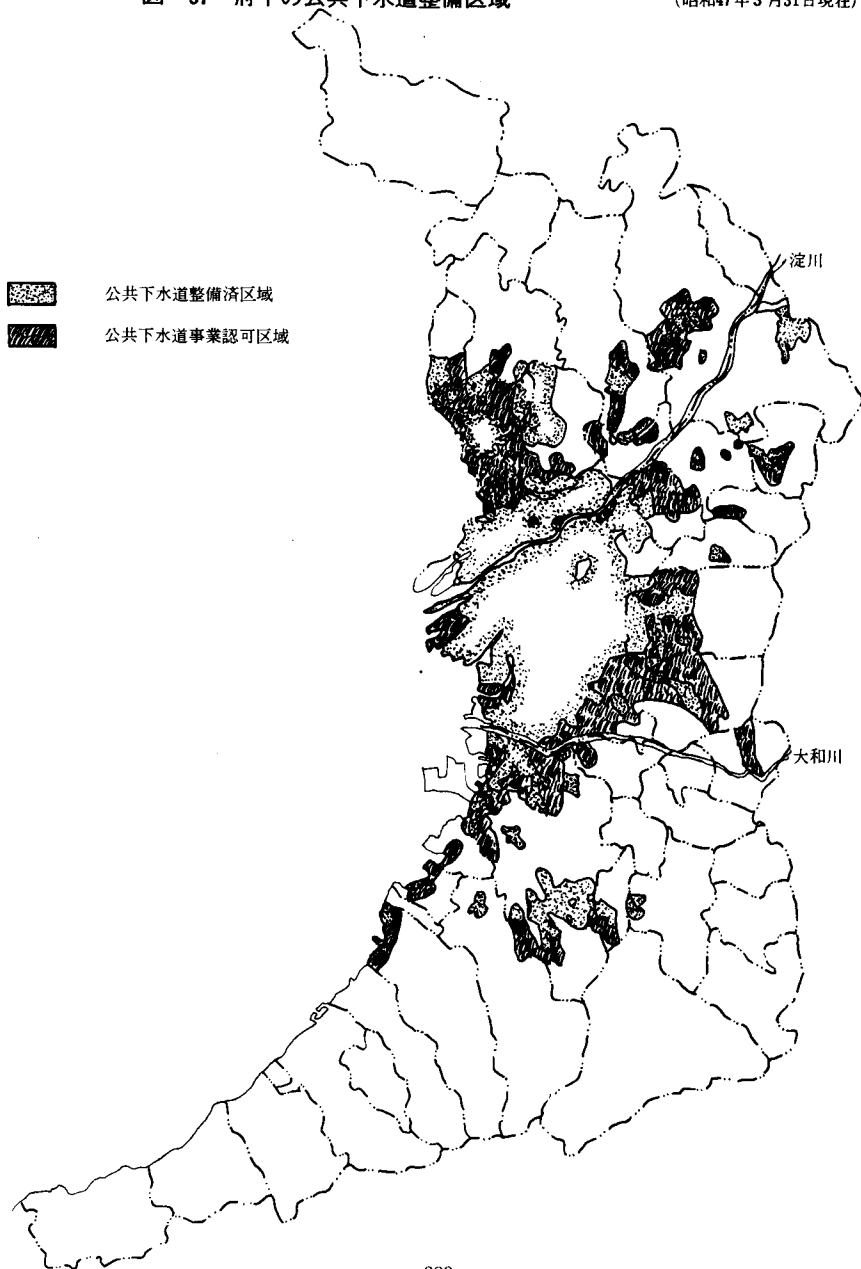


図-57 府下の公共下水道整備区域

(昭和47年3月31日現在)



### 第3 都市下水路、特定公共下水道

市街化の傾向がそれほど著しくない地域において、水洗便所の排水を含まない雨水を排除する必要がある場合には、都市下水路が設置される。

また、主として工場排水を排除する場合には、特定公共下水道が設置される。

昭和47年度においては、総額12億2,400万円をもって豊中市をはじめ16市1組合で32水路において都市下水路整備事業が実施され、総額2億7,600万円(うち府補助金6,900万円)をもって東大阪市で特定公共下水道事業が実施された。

## 第4節 河川浄化事業

### 第1 都市河川浄化事業

河床に沈でんした汚泥は、水質悪化の一因であるとともに、悪臭の発生源であるので、昭和47年度においては、都市河川環境整備事業として神崎川、旧猪名川、土佐堀川の汚泥約14万7,000 m<sup>3</sup>をしゅんせつした。

### 第2 河川環境整備事業

堤防敷内に堆積するじんかいおよび水面に浮遊するじんかい約1万6,000 m<sup>3</sup>の清掃を実施し、河川パトロールを強化して、汚物、じんかい等の不法投棄を取り締まった。

また、河川敷への不法投棄防止のための立札を約340カ所に設置した。そのほか、河川愛護精神を育てるための啓蒙用ポスター(5,000枚)の配布等により府民に対して公德心の高揚を呼びかけた。

## 第5節 大阪湾(瀬戸内海)環境保全対策

大阪湾ならびに瀬戸内海の環境保全対策を推進するため、昭和47年8月3日、瀬戸内海の洋上で沿岸の11府県および3市で構成する瀬戸内海環境保全知事・市長会議が、

また、同年9月19日、大阪湾岸の府県および市町で構成する大阪湾海水汚濁対策首長会議が開催され、瀬戸内海の環境保全に関する具体策が協議された。

当面の推進策としては、国に対し瀬戸内海環境保全法(仮称)の制定等を要望するとともに、国および関係府県市と協力して瀬戸内海の水質調査を実施した。

なお、大阪湾についてもその環境を保全するため府県市の協力により海底沈積物の除去等を実施した。

## 第6節 浄水場における沈でん汚泥処理施設の建設

水質汚濁防止対策の一環として、昭和47年度から、浄水場の沈でん汚泥処理施設の建設に着手し、庭窪浄水場内に設置する汚泥処理施設のうち、同年度計画分の工事を完了した。